

## 郡区町村編制法下の戸長役場と村組（中）

——滋賀県神崎郡金堂村の場合——

高久嶺之介

はじめに

- 一、金堂村の地理的歴史的的位置と小区制
- 二、郡区町村編制法下の金堂村戸長役場の構成員と村行政
  - (1) 戸長役場の構成員
  - (2) 戸長役場構成員の階層性と給与
  - (3) 戸長役場の仕事
- 三、戸長役場をささえる体制——組惣代と伍長——
  - (1) 三つの村組と組惣代の成立
  - (2) 村組と組惣代の役割
  - (3) 伍組と伍長（以上五一号）
- 四、村の協議機関
  - (1) 滋賀県町村会規則
  - (2) 組頭寄から組長寄へ
  - (3) 寄合から集会（会議）へ
  - (4) 村会成立以前の協議事項

(5) 集会から村会へ(以上本号)

五、連合戸長役場体制以降の金堂村(以下次号)

(1) 連合戸長役場時代

(2) 町村制施行以降

おわりに―変遷の意味―

#### 四、村の協議機関

村の行政上のしくみ、とりわけ村の意志決定の過程を知るうえで重要な意味をもつのは、各種の協議機関<sup>①</sup>であり、そしてその協議機関と戸長役場との関係である。

金堂村の場合、江戸期より村の寄合があり、それが三新法体制成立後内容形態上の変化を示し、さらに一八八四(明治一七)年の村会成立によってさらに変化することが特徴的な点である。この変化は、国や県の地方制度の変化に照応しておこっており、本章ではこの変化の内容と、その際に継続性がどのようにして図られていくかを明らかにする。

##### (1) 滋賀県町村会規則

一八八〇(明治一三)年四月八日、太政官布告第一八号として区町村会法が公布され、これによって町村に町村会が創られる制度的保障ができる。しかし、滋賀県では、それより一年前の五月一六日町村会規則が布達されている。全二十一条からなる町村会規則の特徴は次のようなものである。①町村会は、一町村または数町村連合して開く、②議定の範囲は、「全町村に関する事件」とし、その種類は概ね、(a)協議費を以て支弁すべき経費の予算およびその出金方、(b)地方税中戸数割の課率、(c)金穀公借・共有物取扱・土木起功、(d)凶荒予備、(e)小学校、(f)町村内取締、(g)議

事の細則、となっていた。また町村会は戸長を選挙することができ、町村会自身が土木起功・金穀公借等の総代の任務をもつ、③議決の事件は郡長への報告義務をもつ、④発案権は戸長がもち、議長は戸長の兼務、⑤町村会議員の数は各町村適宜に定める、⑥議員の任期改選および補欠選挙等は会議の議決を以て適宜定める、⑦選挙人、被選挙人の要件は、町村内に本籍住居を定め、または一年以上間断なく寄留し、不動産を所有する満二〇才以上の男子、⑧会議は議員半数以上の出席を必要とし、会議の可決は過半数による。<sup>(2)</sup>

しかし、この規則は、それから二ヵ月後の七月一七日、重要な点での改訂が行なわれた。改訂点は、①町村会での戸長選出規定の削除、②町村会の議決は戸長の認可を必要とし、戸長の認可がないときは、郡長を経て県令の決議を仰ぐ、③議長は議員中より公選のうえ戸長が認可する、議長・議員は俸給がない、というものであった。<sup>(3)</sup>

この改訂された滋賀県町村会規則はそれから約九ヵ月後に制定された太政官布告の区町村会法と比較すると、条目の数・具体性においてより精緻なものであった。<sup>(4)</sup>

このように町村会規則は定めたものの、実際に滋賀県内で町村会を設置したところは極端に少なかった。そのことは、最初の町村会規則が出された五月一六日に、甲第三十九号、すなわち「今般甲第三十八号ヲ以テ及布達候町村会ノ議ハ即今必シモ毎町村ニ開設ヲ要スル儀ニハ無之候条各町村ニ於テ便宜開設可致尤モ其開設ヲ要スル町村ハ其段可届出此旨布達候事」という形で、町村会開設が義務付けられなかったことによる。<sup>(5)</sup>この結果、滋賀県では、一八八三（明治一六）年において、町村会開設は、一六八五町村中二二町村にすぎなかった。<sup>(6)</sup>

金堂村でも一八八四年以前には町村会は開設されていない。しかし金堂村で村会は開設されなくとも、村の意志決定の協議機関が存在し、それ故に、村会が存在しなくても何ら支障はなかったのである。その協議機関が三新法体制成立以前の寄合であり、以後の集会もしくは会議であった。ただし以下で述べるように、村会成立以前の村の協議機

関にも各時期の特徴が刻印されていた。

(2) 組頭寄から組長寄へ

すでに述べたように、滋賀県で郡区町村編制法が施行されるのが一八七九(明治一二)年七月一日である。これ以前に金堂村の寄合の内容がわかる史料として「明治九年第七月より 諸事議定簿」(以下史料Aとする)<sup>(7)</sup>、「明治十年第六月より十一年八月まで 諸日記」(以下史料Bとする)<sup>(8)</sup>、「明治十一年九月四日より 諸日記」(以下史料Cとする)<sup>(9)</sup>がある。これらの史料は、郡区町村編制法施行以前の村の寄合の議定内容や戸長役場の事務内容を正副戸長が記したものである。正副戸長が寄合の議定内容を記していることからして、寄合の中心に正副戸長がいたことがわかるだろう。これらの史料を中心に寄合の存在形態をみてみよう。

寄合とは村組の代表者である組頭による寄合、いわゆる組頭寄である。この組頭寄は戸長役場の構成員である戸長・副戸長と一四名の正副組頭で構成されていた。組頭寄の形態について、史料Aの一八七六(明治九)年七月二六日の記事に次のようなものがある。

七月二十六日戸長役換ニ相成其節取極メ組頭寄相触候ハ、無遅延出勤可有之候事

右組頭七組之内四組相揃候ハ、談事議務取極候事

要するに、組頭寄を召集する主体は戸長であり、そして七つの村組のうち四つの村組の成員が揃うならば、議事の決定をなすことができた。その意味で、組頭の全員出席が寄合の成立要件ではなく、過半数の村組の出席が成立要件であった。個々の組頭寄にどの程度の出席があったかほとんどの場合史料に記載はない。例外的に、同年一月二一日の組頭寄は、学校新築に関する費用の問題が話し合われたが、組頭の出席は一四名中一〇名であったことがわかる。<sup>(10)</sup>

また、同年八月一三日、八月二一日、八月二七日、一〇月四日の記事には「組頭半寄」もしくは「半寄」と記されていて、これは各組正副組頭のうちどちらか、すなわち七名が参加することを前提にした寄合であると思う。ただし組頭寄が多数決制を取っていたか、あるいは出席した組頭の全員一致制をとっていたかは不明である。

史料Aに組頭寄という名称があるのは、一八七六（明治九）年八月三日の組頭寄から同年一二月二六日の組頭寄までであるが、五ヵ月間に二三回であり、かなり頻繁に組頭の寄合が開かれている。

組頭寄という組頭の行政参加の形態がいつから行なわれていたかは不明である。ただし、史料A、すなわち「諸事議定簿」という寄合の「議定」が正副戸長の名で記録されていくのは、一八七六年八月からであるが（それ以前は記録がない）、この年の一〇月一七日には、区戸長の専断を押さえることを一つの目的とした「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」が公布されており、時代状況としては戸長の行政に対して下部からの行政参加が追求されていく時期であることは確かである。<sup>12)</sup>

組頭寄の協議内容は、当然年貢の割付はなくなったが、村のさまざまな側面に及び多岐にわたっている。一八七六年中・後半期の最大の問題は、村の学校である明新学校の校舎新築にともなう費用の問題であった。すなわち、一八七三（明治六）年五月二一日弘誓寺堂宇の一部を校舎にあてて開校した明新学校は、一八七六（明治九）年五月塚本村、石川村も校区に加えて後、一二月新築校舎になる。新築祝賀の式は、一二月一五日に行なわれるが、この前後はとくに学校に係わる費用の協議が多かった。また、この時期進行していた地租改正事業にかかわる費用の協議もあった。

明新学校の校舎新築は、金堂村にとっても転機と意識されたようである。金堂村では、この直後村法の改正が行なわれる。そして改正のひとつとして組頭から組長への名称変更が行なわれた。すなわち、史料Aの一八七六年一二月二六日の記事には、「村方方法改正シ正則耆冊ヲ組々江相渡シ各組ニ組中調印取り置候事」とあり、村法の改正が行

なわれ、「改正法則」<sup>(14)</sup>と題された村法は七つの各組に一冊づつ渡され、各組では組毎に組内住民の調印（組内の調印は組内伍組毎）がなされていく。この「改正法則」第一条に、組頭から組長への名称変更が規定してある。ただし、あくまで名称変更であり、組長寄が七つの村組、総計一四名からなることは、組頭の時期と変化はない。

翌一八七七（明治一〇）年一月三日、最初の組長寄が開かれる。この日の早朝からの組長集會では、戸長役場から前月の布告を披露したあと、二月より毎月一日を定例組長寄とすることを決め、午後には、組長始め村中伍長組下総集會が学校試験所で開催される。ここでは伍組の組替えも行なわれたらしく、この場では、五人組帳の始めに記載された「改正法則」が読み聞かされ、一条ごとに「講義」も行なわれ、さらに組換書付が伍長に渡された。<sup>(15)</sup>このように、「改正法則」の周知方の徹底化は、伍組の組替えと連動して行なわれ、村内全戸主・全土地所有者調印がなされたのである。この各村組―各伍組で調印された文書は、「改正法則」という名称ではなく、一月中に「伍組制法連署書」<sup>(16)</sup>という名称が与えられることになる。

以上のように、「伍組制法連署書」は、その後の村の在り方を定めた重要な文書であり、したがって村組の代表者の名称変更も単なる名称変更にとどまらなかった。長いが、この文書を掲げてみよう。

夫国之憲法たる敬神愛国之旨を体し、天理人道を明かニし、皇上を奉載し（尊）朝旨を遵守するにあり、各々国律政憲を守り、仁義を本とし、職務を勉励して開明之域ニ進歩シ、無益之光陰を費事なからむを要す

一今般村方法改正ニ付従前之組頭名義を廃シ、自今更ニ組長与相改毎月一日を以組長集會之定日与相定、前月之御布告を及披露、組長熟知いたし組下末々迄無洩申聞すべし、猶亦前月諸事取扱方之件々名実を正し、時宜ニより議論ニおよび有名無実之所置無之様、各々役務ニ注意可致事

一諸税金期限遅々無之様注意致べし、若心得違之者有之、自儘申募候ハ、御布告ニ照準し嚴重之所置ニ可及事

- 一 組長ハ村方一大事件ニ係る用談之基礎別ハ人撰ニ注意シ、各組ニ正副を定め同年を持切ニ勤務可有之事
- 一 役場より組長江臨時寄合を触候ハ、迅速集會すべし、若無抛事故あらハ其旨相断衆議ニ順すべし、事件ニより代理相立、各々役義大切ニ勤務可有之事
- 一 役場より村中江集會相達し候ハ、何事ニよらず私用をさし置、刻限無遲怠集會之事
- 一 諸事決議を記載致し置、後日憂害無之様注意すべし、村費私費之廉判然たるへき事
- 一 役場者村中必要之事務所なれば、無断與江通る事を許さず、臨時ハ此限ニあらず、諸事用談相済次第退席すべし、無益之長話戲論等禁之、無謂昇階無用之事
- 一 私有物之田畑屋敷等他之村方江売渡候名義ニ付自儘之取扱決而不相成、自然無抛事故有之節者、親類及組長江談事組中江及披露、差問之有無を糾し、然上親類組長より役場江届出へし、戸長聞置村中ニ故障無之哉篤与取糾し、租税納ニ不都合無之様慥成引請人を相立させ、往々村方ニ故障無之様注意致可申事
- 但し、建家之儀ハ組長聞済之上者勝手たるべし
- 一 学校之主たるや教員之拳動者該校之子女瞻望隨遂する処なれば内外共放逸無之、能人倫を守り生徒教育を宗とし諸事村民之合範与成、言行一なるを要す、若其任ニ不堪不行迹之教員者速ニ退身を申出べし、等閑ニ致し置候而ハ生徒教育ニ係る大害与なれば、正副戸長を首メ組長世話方等一層注意可致事
- 一 生徒教育之各課法則ニ不悖、時氣ニ応し適宜之方法を設ケ活用ならしむるハ教員生徒之勉勵ニあり、正副戸長時々校所点検し注意するを要す
- 一 役場教場等ニおいて平生禁酒たるべし、定例臨時等之義ハ此限ニあらず
- 一 幼稚を教育する父母之義務損失茂怠るべからず、村中一和し無謂奢移を省き自行を願ミ人倫之道を能守り、義理

明白ニして修身之方向を忘却すべからざるべし

一村中老若ニかゝわらず旧来之慣習を一洗し、五倫五常を宗とし、家業を黽勉すべし、若其意ニ差ひ御布告ニ悖り、人倫之道ニ背き身分不相応之挙動等及見聞候ハ、組長江申入役場江呼よせ熟々説論ニおよび、万一不相庸者於有之者、其筋江上申すべし

一博突賭之諸勝負嚴禁之旨兼而被仰渡候条、心得違致間敷候、当年五人組々換候ニ付而者、最寄隣家相互ニ注意し、若心得違之者有之候ハ、戸長役場江可申出事  
右之件々堅相守候様、村中無洩承知可有之候事

明治十年第一月

戸長

外村宗兵衛（印）

副戸長

山村 嘉平（印）

（後略）

この文書は、従来の村規約にない色彩を帯びていた。前文にちりばめられた言葉、「国之憲法」、「敬神愛国」、「皇上を奉戴」、「国律政憲を守り」などはきわめて目新しいものであったし、全体として「開明之域に進歩」することが目指されていたのである。要するに、村の規則のなかに国家的価値が「文明開化」の表現として注入されたのである。したがって、組頭から組長という名称変更も単なる名称変更ではなく、その変更自体が進歩を意識したのである。また、この文書では、「組長寄合」ではなく「組長集会」という名称を使用しているが、これも同様の意識であったら



う。ただし「臨時寄合」という言葉も使われており、「集会」に統一されているわけではない。したがって、実際の組長の会合は、これ以後も戸長役場の文書では「組長寄」という言葉が使用されていく。

この文書では、村費と私費の区別の明確化、戸長役場の公的位置の明確化、役場構成員・学校教員に対する道徳的規制など総じて公私の分離を明確にしていたのも特徴的な点であった。<sup>(17)</sup>公私の別は単にスローガンではなかった。一八七七年二月二五日の正副組長寄では、日当を定め、その代わり飲食等は自己負担とし、飲食等は役場帳面に記載しない、と決め、さらに本庁での決定事項として官員が派出されて来て休泊などの際、その費用はその官員よりもらい、村費に賦課しない、と確認している。<sup>(18)</sup>いうまでもなく、この公私の別の明確化は、金堂村独自のものではなく、この年一月、国が地租減額（地価の三パーセントから二・五パーセント）にともなう民費賦課の定額を定めたことに対応して、県より奨励されていた点であった。すなわち、一月四日、「今般地租減額費用節省被 仰出候ニ付テハ明治六年七月第二百七十二号布告民費賦課ノ儀明治十年ヨリ正租五分ノ一ヨリ超過スヘカラス」という内容の太政官第二号布告が公布された。これをうけて、二月五日、滋賀県は県庁で区長会同を開設し、そこで取り決められた内容は、二月二二日、正副戸長を「議員」とする滋賀県神崎郡第四区の区会で「協議」された。さらに第四区区会の内容は、「議員」として参加した金堂村戸長によって組長に披露されている。二月五日の区長会同の内容は、①地租減額分五分の内二分五厘を五年間凶荒予備のため積み立てる件、②民間の弊習を改良し、公私の別を明確にするための方法、③区や村の民費の節減方法、であった。<sup>(19)</sup>②の点では、区費や村費を出すものは、誰であっても、その出納を検閲する権利がある、という議件があったことが注目される。

では、組長寄とはどのようなものであったのか。これも、戸長役場が召集するものであり、戸長役場と一四名の正副組長とで構成されている点は組頭寄と変わりはない。「伍組制法連署書」では、毎月一日を定例の組長集会とし、

この日に戸長役場から前月の布告を組長に披露し、組長が熟知の上、組下末々まで組長から申し聞かすとなっていた。しかし、田植えのため一八七七年六月一日の布告伝達の定例組長寄が同月一三日に延期されるなど、必ずしも一日に定例組長寄が開かれるとは限らなかつた。ただ、組長寄は組頭寄と同様に繁頻に開かれており、一八七七年一月から一八七九年八月の組長寄という名称が消滅する時まで二年半の間で五二回が記録されている。

組長寄の議事内容も組頭寄同様村のあらゆる事が対象になっていた。たとえば、個々の組長寄では、学校新築入費とか、神官給料とか、起業公債の買い付けとか村の財政運用は、ほぼこの組長寄で行なわれた。この時期の注目すべき記事には、村の費用に関する諸帳簿についてその監査を組長が正副戸長ともに行なっていることを示す記事が史料Aにある。たとえば、次の一八七七（明治一〇）年一月一五日の記事である。

昨年之通年中入費計算旧之免割寄、組長正副集合、暁天より計算諸帳簿取調相済候也、正副戸長、正副組長十六人  
也

要するに、村のさまざまな事項は組長寄で審議が行なわれており、また組長寄で会計監査も行なわれており、戸長や副戸長が専断的に行政を行なうという形ではなかつた。ただ、この記事の内容である会計監査が従来からの継続であるかは不明であり、その意味で戸長の専断を抑止する機能がいつから存在したかは明確ではない。もし、この一八七七（明治一〇）年に会計監査がなされたとすれば、これもこの時期の公私の別の明確化を反映した処置であつたらう。<sup>(20)</sup>なお、戸別見立割の改正も郡区町村編制法施行後の伍長を主体としたものではなく、正副組長寄で行なわれている。

(3) 寄合から集会（会議）へ

このような組長寄という協議機関は、一八七九（明治一二）年五月一六日の滋賀県における郡制布達、七月一日の

郡制施行以後大きな変化をおこしていく。この変化の状況を、いずれも戸長役場の記録である「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」(以下史料Dと略す)<sup>(21)</sup>、「明治十四年八月改同二十七年十二月迄諸事議定簿」(以下史料Eと略す)<sup>(22)</sup>、「明治十四稔第二月 日誌」(以下史料Fと略す)<sup>(23)</sup>、「明治十五稔午十月 日誌」(以下史料Gと略す)<sup>(24)</sup>、「明治十六年第八月 日誌」(以下史料Hと略す)<sup>(25)</sup>、「明治十七年四月 日誌」(以下史料Iと略す)<sup>(26)</sup>で見よう。

第一に、協議機関の構成が大きく変わる。すなわち、前述したごとく同年八月、従来の七つの村組が郡区町村編制法施行後旧組を廃止し境界を定めて三つの村組に変更し、また、正副組長の名称が廃止され、八月惣代と名称を変える(なお正式名称は、「惣代」であるが、村総代とまぎらわしいため、本稿では、「組惣代」の名称を使用する)<sup>(27)</sup>。この結果、組惣代の数は、従来の一四人から六人に大きく減少した。つまり、村組の代表が東組・北組・西組の三つの村組から正副組惣代各組二名ずつ、計六名になった。

第二に、協議機関の名称から近世的色彩が消えることである。史料D「明治十二年五月ヨリ明治十四年八月ニ至ル諸事議定簿」を見る限り、組惣代の会合の内容を伝える戸長役場の史料より「寄」もしくは「寄合」の名称が消え、以後の組惣代の会合の名称は「惣代集会」もしくは「惣代会議」になる(この集会の名称も、本稿では「組惣代集会」もしくは「組惣代会議」とする)。

第三に、村会ではないにしても、村会的形式がこれらの集会(会議)に入りこんでくることである。たとえば、「原案」「議案」という言葉、第一次会、第二次会という形式、会議出席者に順番を付する事、多数決制の明確化などである。

たとえば次のような事例がある。

①一八八〇(明治一三)年三月一四日、午後一時より伍長集會が開催される。この集會の議題は史料D「諸事議定簿」

には「第一条原案」と記載されている。ここでは二つの議題があり、その一つは五箇祭の祭典の在り方は「各村会議協議ニ準ス」、もう一つは「大太鼓ノ義ハ時勢ニ従ヒ廃シテ可然」という件、であった。前段の五箇祭の祭典を各村との協議に任す件は、「本案賛成者多数ニ依テ議決」、後段の大太鼓廃止の件は、各村がいずれも廃止するならばともかく、金堂村だけ廃止するのはどうか、やはりこれまでの通りという修正説が出て、修正説が「同意多数ニ依リ決議」された。<sup>(29)</sup>

② 同三月二日、組惣代会議が開かれる。史料Dには、この会議で、「第一条議案」「第二条議案」「第三条議案」「第四条議案」が審議されたことが記録されている。<sup>(30)</sup>

③ 同年七月四日、村中伍長会議が開かれる。ここでは、すでに述べたように明議社の構成員であり、戸長になる順番であった山村増右衛門が戸長就任を固辞したため、戸長順番制を廃止して選挙による新選戸長を置くか、それともあくまで旧明議社構成員による順番制でいくかどうか「議案」であった。この会議は第一次会、第二次会という形式をとり、伍長各人に、たとえば「三十一番塚本利右衛門」というように番号が付いていた。また原則として起立の多数決制をとったらしく、第二次会で「三番」辻五一郎より伍長一同の代弁という形で順番戸長制を廃し公の戸長選挙をすべきとの意見が出て、「同意ヨリ代弁ヲ以テ議スナレハ異動モナキニ依リ起立ヲ命スニ及ハス」として新しく戸長選挙を行なうことが決している。<sup>(31)</sup>

第四に、組惣代集会（組惣代会議）以外にさまざまな集会があったことである。組惣代集会、すなわち戸長役場の構成員と村組の代表者の会合が村の意志の最高決定機関であることに変わりはない。そして、一八七九（明治一二）年八月から組惣代の制度が廃止になる一八八四（明治一七）年一月一六日までの五年三ヵ月の間に「惣代集会」もしくは「惣代会議」という名称の会合が九六回も記録されている。<sup>(32)</sup>ただ村組の代表者は一八七九年八月以降それまで

の一四名から六名になった。したがって、従来は組頭もしくは組長の寄合で処理していた問題も伍長集会（会議）や組惣代と他の役職との合同集会で処理されるケースが増えていった。それが、伍長集会、組惣代・伍長代集会、組惣代・社務係集会、組惣代・修正委員会議、組惣代・神事係集会、組惣代・学校世話係集会などであり、特殊な場合に中分衆集会や一軒役以上集会があった。

組惣代集会以外のそれらの集会は次のような場合に開かれている。

〔伍長集会〕伍長集会が開かれるのは、第一に、村の重要事項について組惣代集会で結論が出ないため組惣代集会から伍長集会に討議の依頼があった場合、あるいは戸長役場が組惣代集会よりもより下部機関に協議する必要がある場合である。組惣代集会から伍長集会への依頼はすでに行論で述べたように一八八〇（明治一三）年七月から八月にかけての戸長選出の過程で行なわれている。第二は、後述する戸別見立割の改訂の場合である。伍長集会は、一八八四年一月まで一三回が記録されているが、その内三回が、戸別割改訂の際である。<sup>33)</sup>

〔組惣代・伍長代集会〕伍長の数は四〇名前後であったから、組惣代と伍長が集まればかなり大きな数である。したがって、伍長代という形で伍長の代表者を選び、組惣代と合同で審議に参加する場合があった。伍長代の数については、史料Fの一八八一年三月一八日の記事では、前日の伍長代の選挙をうけて「早天ヨリ総代集会、伍長代選挙投票の儀ニ付投票人ハ三組ニ九名相定ノコト」とあって、各村組三名総計九名の数であったようである。組惣代・伍長代集会は、①一八八一年三月二日の組惣代六名、伍長代二名が、村条目改正について集会、<sup>34)</sup>②同年六月二二日、後述する大城神社の倒木の処置で集会、<sup>35)</sup>の二件が記録されている。

〔組惣代・修正委員会議〕修正委員とは戸別割の改訂にかかわる役で、一八八〇（明治一三）年十二月一〇日の戸長役場・伍長会議で三つの各村組の伍長の内から各村組二名、総計六名が選ばれた。この会議は同年十二月一日と

一二日の兩日行なわれ、戸別割の修正にあたった。

〔組惣代・社務係集會〕社務係とは、村の氏神である大城神社の維持にかかわった役職であり、前述したように一八八一（明治一四）年六月に新設された。三つの村組から各二名、総計六名であった。<sup>(36)</sup> この集會は、大城神社の倒木の処置問題、拝殿建築問題で一八八一年七月二日の記事を最初に一八八三年二月一三日まで一三回記録されている。

〔組惣代・社務係・伍長代集會〕この集會は、一八八一年六月三〇日、七月一日の連日、拝殿建築の問題について討議された。<sup>(37)</sup>

〔組惣代・神事係集會〕神事係は、毎年四月二〇日を本祭当日とする五箇祭の神事にかかわった役職であり、三つの村組各四名、総計一二名であった。この集會は、一八八一年四月五日、<sup>(38)</sup> 一八八三年三月二六日、<sup>(39)</sup> 一八八四年三月二八日、<sup>(40)</sup> 四月四日、<sup>(41)</sup> の四回記録されており、いずれも五箇祭を前にして警固役（村組各三名、総計九名）選出に関する討議、および開票立合であった。

〔組惣代・学校世話係集會〕学校世話係は、村の小学校である明新学校の維持にかかわった役職である。一八八四（明治一七）年六月一八日の記録では五名という数字がでている。<sup>(42)</sup> この集會は、一八八三年七月一七日、<sup>(43)</sup> 一二月二五日、<sup>(44)</sup> 一八八四年一月八日<sup>(45)</sup>の三回を数えている。一八八三年七月一七日は県令の学事についての巡視にあたっての宿割の問題、一八八四年一月八日は明新学校の開業式である。

〔中分衆集會、一軒役以上集會〕中分衆は必ずしも明確ではないが、外村四軒を上分とすれば、それを除く次の階層と思われる。一八八三年一月一三日の中分衆集會<sup>(46)</sup>に出席した一二名の内等級戸別割のわかる九名についてみると、一八七七年の時点ですべて一軒役以上、その内三軒役以上が二名、二軒役以上が三名である。一軒役以上集會はその名の通り、戸別見立割一軒役以上の者の集會である。中分衆集會も、一軒役以上集會も、後述する大城神社拝殿

建築問題をめぐって開かれている。

以上のように、組惣代集会を軸に各種の集会があり、様々な事項が戸長役場の主導のもとに協議されていた。

（4） 村会成立以前の協議事項

郡区町村編制法下の組惣代集会等で協議の対象になった事項は、以前の組頭寄や組長寄と大きな変化はない。しかし、形式等はより精密化した。そのことを村規約から見てもこう。金堂村では、一八七七年一月の「伍組制法連署書」を明治維新後の最初の本格的村規約としてその後数多くの村規約が作られていくが、史料Dに郡区町村編制法施行直後の一八七九年八月から九月という年月で「村条目」（全三五条）という名称の村規約が記載されている。その第一条から第四条は次のとおりである。

第壹条

一 租税納ノ件

畑宅地及山林原野取場ノ分

第壹期 其月 八月三十一日限 二分

第二期 十月三十一日限 五分

第三期 十二月十五日限 三分

田方ノ分

第四期 翌年 一月三十一日限 五分

第五期 三月三十一日限 三分

第六期 四月三十日限 二分

右ニ付其納限リ十日前収納可致事  
右ニ付其ノ限月二十日限役場ノ端書ヲ以総代被相渡、其端書ヲ伍長江相渡、伍長江取集総代江持参有之次第、  
役場江相納可申事

但其都度役場ノ書付相渡可申□日限伍長持参可致、伍長ニテ取纏メ総代江差出スヘシ、総代ヨリ役場へ相  
収可申事

第二条

一 地方税之義者地価ニ七分、戸別ニ三分、毎年七月、十二月兩度ニ収納之事

但納方手続前同断

第三条

一 年費予算ヲ立三ヶ月毎ニ取集計算可致御達ニ付、役場費協議費ノ儀ハ三ヶ月ヲ一季トシ、三月廿五日、六月廿五日、九月廿五日、十二月廿五日、右四ヶ度ニ収納之事

但納方手続前同断

第四条

一 臨時用者其節総代江協議ヲ經、議決之件ハ費額ノ予算相立其都度割賦可致事

但納方手続前同断

この規約によれば、最大の変化は「予算」を立てるといふ形式が登場したことである。具体的には、①協議費の徴収については年間予算を戸長役場がたて、四季にわけて徴収することとしたこと、②従来どおり臨時の費用は組惣代との協議のうえ予算を立て村民に割賦することとしたことが、郡区町村編制法施行直後の新たな動きであった。この内容は、



前述した一八八三（明治一六）年の「村規則」にもそのまま継続されている。

戸長役場が年間の定額予算を定め、村の地価と戸数に応じて村民に割賦することとしたことは、県の強力な指導によるものであった。<sup>(47)</sup>

村の協議費徴収について、次のような一八八〇（明治一三）年九月一五日組惣代集会の記事（史料D）がある。

一 協議費ハ前年入費予算立、毎季九拾円計ヲ初月十日ニ賦課スルコト、七月ヨリ九月迄ノ分九月二十五日限り集メ

金ノコト

一 勘定表ノ儀ハ毎季毎ニ翌月五日迄ニ検閲ヲ受クヘク事

要するに、毎季九〇円ほど、年間三六〇円ほどで協議費予算が組み立てられ、年四回にわたって徴収され、その勘定表は年四回組惣代の検閲を受けていたことがわかる。ただし、戸長役場で作成されたこの通常の村予算については、定額となっていたらしく、組惣代集会で協議された形跡はない。その結果、村会成立以前は予算表も作られた形跡はない。

村の費用でも臨時用・新規用は全面的に組惣代集会で協議されたが、後述するように神社の拝殿建築など重要なものには、その他さまざまな集団による協議が行なわれた。また、戸長等村の役職の選出には、かならず組惣代が協議機関としてかかわった。

以下では、組惣代がどのような形で協議に加わったか、それ以外の役職がかかわるのはどのような場合であったか、この時期の特徴的な事項のみ拾ってみよう。

(a) 戸長役場構成員の選出・退職と給与問題

一八八〇年七月から八月にかけての外村市郎兵衛への戸長受諾過程が、組惣代集会―伍長集会―組惣代集会という

形でいったん伍長集会に方向が委ねられる過程があったことはすでに述べた。しかし、戸長役場の構成員の問題で伍長全体がかかわるのは例外的で、通常は組惣代集会あるいは組惣代・伍長集会で事が決められていた。戸長（もしくは戸長代理）と書役と組惣代からなる組惣代集会は、①戸長役場の構成員の就任・退職の承認、②選挙の日程の決定、③戸長の事務引継ぎの立合、④戸長選挙会の開票立合、⑤戸長代理の選出、⑥戸長以下戸長役場吏員の給与・慰労金等の決定、等がなされていた。次のような事例である（すでに述べた一八八〇年七月から八月にかけての戸長および戸長代理選出過程は省略）。

- 1、一八八一年六月二十九日、組惣代集会で少し前に退職願いがでていた戸長外村市郎兵衛の退職を承認。戸長選挙は七月一日に行なわれるが、日程を決めたのは七月一日の組惣代集会であった。一日の戸長選挙会は、組惣代と伍長代一名の立合でなされている。また八月六日午前七時より組惣代集会の上新選戸長中江勝次郎へ戸長事務引渡しがなされている。なお、この時、戸長代理の塚本利三郎が退職するが、九月一日の組惣代集会で、戸長代理塚本（一五円）、書役寺村治郎（二二円）、小遣塚本儀平（三三円）へ慰労金支払いが決められている。<sup>(48)</sup>
- 2、一八八二年六月二〇日、戸長中江勝次郎の退職申し出について組惣代集会が開かれ退職承認。同年九月三〇日、定夫十助より解職願いがでて組惣代集会が行なわれるが、これは聞き届けられ、後役は定夫又四郎に決まり、また任期も二カ年に改正され、確証一札がとられた。<sup>(49)</sup>
- 3、一八八三年六月二三日、戸長外村宇兵衛が退職を申し出たことについて組惣代集会。この集会では小遣増給申し出の件についても協議。<sup>(50)</sup> 八月二六日、戸長選挙会の日程を九月三日と決定。九月二七日、戸長事務引渡して組惣代集会。九月二八日、戸長代理選挙開票で組惣代集会。<sup>(51)</sup>

(b)大城神社境内倒木・拜殿問題

この問題は、一八八一（明治一四）年六月二一日大城神社の大松が倒壊したことに端を発し、破損をしていた大城神社の拝殿を建築していく過程の問題である。この過程、とりわけ拝殿建築問題は膨大な資金を要したことから、組惣代集会のみならず、伍長集会、組惣代・伍長代集会、中分衆集会、一軒役集会などあらゆる種類の集会が開かれ、拝殿建築を実現する。要するに、村の氏神である神社の維持は、戸長役場や組惣代のみならず、村の構成員全体で協議する問題であった。

この経過は次のようになる。一八八一年（明治一四）六月二一日、組惣代集会が開かれ、「官大松午前九時頃三元ヨリハシキ追々タラレ候ニ付談シ候処、総代計ニテハ切トモ切ラストモ難計ニ付、伍長代ヲ明廿二日集会致其上議決スルコト」と記録されている。<sup>(52)</sup> 要するに村の氏神である神社の大松を切るか切らないかは、組惣代のみでは決めることができず、伍長衆の意見を聴く必要があったのである。翌二二日の組惣代・伍長代集会の記録<sup>(53)</sup>には、大松を切るか切らないかの記録はないが、おそらく大松を切ることについての伍長代の了解は得たのであろう。二三日の組惣代集会では、大松を切つてかねてから大きく破損していた大城神社拝殿の用材に使用することを決めている。<sup>(54)</sup> そして、まったく同様の決議が八月六日の伍長集会でも行なわれている。<sup>(55)</sup>

神社の拝殿建築問題がいつから課題になっていたか不明であるが、ともかく倒木問題を期に急浮上することになる。この問題をさらに押し進めたのが、大城神社の郷社列社である。すなわち、六月二五日、一八七八（明治一一）年六月に出願以来何度か滋賀県当局に願ひ出していた大城神社の郷社列社が許可され、このニュースは、七月一日の組惣代・伍長代・社務係集会で、戸長役場より披露された。<sup>(56)</sup>

拝殿建築にあたって、作図を誰に委嘱するかは、六月三〇日・七月一日の組惣代・伍長代・社務係集会で決められ、棟梁を誰に委嘱するかは一一月二四日の伍長集会の際戸長役場から伍長たちに達せられている。<sup>(57)</sup> その後資金問題のを

ぞく拝殿建築の具体的な討議は、一八八三年（明治一六）二月一日の棟上式までにおいてはもっぱら戸長役場も含めた組惣代・社務係集会で行なっている。

大きな問題は、拝殿建築費用の割賦であった。この問題での詳細は不明であるが、大まかには次のような経過をたどる。まず一八八一年一月二四日伍長集会が開かれ、拝殿建築の費用を二千円とし、千円は外村同族四軒が出金し、他に三〇〇円は篤志金で集め、差引七〇〇円を四度にわたって村人より醸金すること<sup>59</sup>が決められている。伍長集会のこの決定に至るまでには、組惣代集会等各種の検討があったと思われるが、詳細は不明である。しかし、伍長集会のこの決定は、必ずしも実行には至らなかつたらしく、それから約一年後の一八八二（明治一五）年一〇月一四日の組惣代集会で、あらためて二千円のうち千円は外村四軒、三〇〇円は篤志金、残り七〇〇円を本年中に取り立てることとし、七〇〇円中一七五円は一八八一年二月一五日取り立て分、残り五二五円は一〇月二五日、十一月二五日各半額づつ賦課することを決めて<sup>60</sup>いる。ただし、建築費用二〇〇〇円は第一次であつたらしく、翌年第二次徴収分二〇〇〇円の割賦が議論されている。すなわち、翌一八八三年一月三日、戸長役場と中分衆一二名の集会が行なわれ、拝殿建築費用四千円のうち二千円徴収を確認したあと、中分衆一同は残り二千円については、外村四軒以外は七〇〇円を賦課し、その内の一〇〇円は一軒役以上の者よりの篤志金とし、五分役以下の者にはできるだけ減額して賦課されたい、と答えている。そして予算が四〇〇〇円を超過した場合は総戸別に賦課することと決議した<sup>61</sup>。さらに、同月二日今度は一軒役以上のもの九名が戸長役場に集まり、集会した人々から一〇〇〇円の篤志円を含めて都合七〇〇円とし、不足金三〇〇〇金の処理は外村四軒へ是非戸長よりお願いしてくれとの依頼が戸長役場<sup>62</sup>にあった。このことからすると、外村四軒は当初から第二次徴収一〇〇〇円は前提であつたことがわかる。ともかくこれをうけた戸長役場は、翌二三日外村宇兵衛に会い、宇兵衛から、自分は承知したが、他の三軒は承諾を確定しがたいので他の三軒の出店が

ある西京に行って相談してくれ、と逆に依頼されている。<sup>(63)</sup>この結果についても不明であるが、その後の戸長役場の「日誌」に断られたという記述がないことから、おそらく承諾されたであろう。なお、二月三日、篤志金一〇〇円をめぐるは一軒役以上一二名が集会し、拜殿費割賦を、三軒役以上一軒につき九円掛、二軒役以上一軒につき八円五〇銭掛、一軒三分以上一軒につき八円掛、一軒役以上一軒につき七円五〇銭掛と決めた。またその日の午後組惣代集会が開かれ、一軒役以下の割賦について相談し、一軒役以下五分役以上のところは一軒につき七円三〇銭、五分役以下は一軒につき五円割と決定している。<sup>(64)</sup>この決定に関して伍長集会が開かれたかどうか不明である。拜殿上棟式が行なわれるのは二月一日である。<sup>(65)</sup>

以上大まかに、この一連の過程を見てきたが、神事が村全体にかかわる性格の問題であったこと、多額の費用を要したこと等のために、あらゆる種類の集会が開かれたことが確認できよう。当然これらの集会には戸長役場の者が参加し、村人全体にかかわる問題については伍長集会を活用するなど、戸長役場がこの問題をリードしていたことも確認できる。

(c) 奥印公証にかかわる問題

金堂村では、従来より土地を他村の者に売却することを規制してきたが、一八八三（明治一六）年一月「村規則」を定め、より規制の内容を具体化するとともに（後述表6参照）、「田畑建物賃入書入等ニ付戸長奥印可願出事、但期限ハ六ヶ月ヲ出ヘカラス」と、「村規則」に定めた。この件については史料Iに次の二つの事例がある。この事例からすると、戸長が奥印をするかどうかは戸長の専決事項であったわけではなく、組惣代集会にはかって決定されていた。1、一八八四（明治一七）年六月、中沢某より金借のため抵当奥印を戸長役場に出願し、戸長役場は同月二九日組惣代集会を開き、この件を諮った。組惣代衆は、村の規則もあり、組惣代だけでは何とも結論を下しようがなく

本人の親戚の意見を聴きたいとし四人の親戚を呼んだ。四人の親戚は本人を説得するとしたが、本人は聞き入れず、そのため組惣代集會に本人を呼び、組惣代から説得し一旦本人は考えるとした。しかしその後、二人の親戚が組惣代たちのところへ来て言うには、親戚二名の保証人は一人のみとなり、結局奥印のことは不調におわった。<sup>(66)</sup>

2、同年八月一日、中沢某(一と別人)所有の屋敷ならびに地所売却の入札が行なわれ、組惣代及び伍長が立ち合ったが、親戚の出席が一人もなく一同退散した(したがって奥印公証はなされなかったと思われる)。<sup>(67)</sup>

なお、奥印公証は土地売買のみではなく、次のような事例もあった。

3、一八八四年九月一日夜、石田梅吉ほか二名より秋季祭典で素人角力奉献のため戸長役場に奥印公証の出願があった。奥印は愛知川警察署への許可願のためであった。しかしこの奥印公証は、なにか問題があったのであろう。そのため組惣代集會で協議したが、組惣代衆はおおいに差し支えがあるが、奉献ということでもあり戸長へ委任することを決議した。<sup>(68)</sup>

(d) 戸別見立割の改正

毎年の戸別見立割の改正は、村人すべてにかかわる問題であり、戸長役場にとって重要な問題であった。この問題での主役は伍長衆であり、開票立合に組惣代がからんだ。たとえば次のようになる。

一八八〇(明治一三)年三月二二日の組惣代会議は戸別見立割の改正時期を戸長新選のとき、すなわちおよそ八月とした。<sup>(69)</sup>しかし、この時期の問題は、同年一月二九日の戸長役場と伍長との会議で、次のように変わる。①改正時期は、本年から一二月とし、翌年一月より改正戸別割で賦課することになる。②一年の内貧富(所得)の移動が生じ所得が下降したものが戸別割の軽減を嘆願した場合、伍長会議でその是非を決定する。③この結果、不足を生じる場合は、各自の不足金を記録しておき、その分は別段一ヵ月を設け不足金を賦課する。<sup>(70)</sup>同年一月一日の戸長役場・

伍長會議では、戸別割改正のため伍長が増減の紙を付けていく「選挙」（入札）が行なわれ、ついで三つの各村組の伍長の内から戸別割の修正委員各組二名、計六名が選ばれた。<sup>(71)</sup>そして翌一日と二日の両日にわたって組惣代および修正委員會議が開催され、前日の「選挙投票」（入札）を開票し増減を取り調べ、戸別割の修正が行なわれた。そして、五厘役の分は、投票多数によって徴収から除いたが、もし戸別割入費の額が減額した場合は時宜によって五厘役を設ける場合もあった。<sup>(72)</sup>

このようにして戸別割の訂正は、伍長を主役に組惣代を立合にして行なわれる。一八八二（明治一五）年二月の戸別割訂正も、二六日、早朝よりその問題での組惣代・伍長集會が開かれ、午後より組惣代・伍長代立合のうえ開票がなされている。<sup>(73)</sup>一八八三（明治一六）年二月の場合も、二月二日早朝より戸長役場で伍長による戸別割増減の入札が行なわれている事を記す記録がある。<sup>(74)</sup>

(5) 集會から村會へ

金堂村の組惣代集會という協議機關が、村會という形式に取って代られるのは、一八八四（明治一七）年一月のことである。この変化をつくったのは、同年五月七日の区町村會法の改正である。

改正区町村會法は、従来の区町村會法が町村の自由裁量が強かったのに対して、区町村會の議定内容が限定され、また府県知事の統制が格段強化された点特徴的な点であった。滋賀県では、この結果、一八七九年七月制定の町村會規則が廃止になり、前年まで一六八五町村中わずか二二町村にしかなかった町村會が、一六七一町村中一挙に一四〇四町村に普及した。<sup>(75)</sup>なぜ、一挙にこのように町村會の数が増大したか詳細は不明であるが、おそらくは、県の強力な指導によるものであるだろう。なぜなら、月日と内容は不明ながらこの年県は甲第八二号で「村會規則」を達している。<sup>(76)</sup>

また、金堂村の場合、従来の組織代集会を中心とする協議機関が機能しており、この時この形と異なる村会を成立させる内的要因は見当らない。

金堂村も、一八八四年九月村会議員選挙が行なわれ、一〇月二〇日より村会が開設される。村会成立にいたる過程について、史料Gの一八八四（明治一七）年九月七日の記事に次のようなものがある。

早朝、伍長兼当役場集会致、村会ニ付規則申渡、右村会議員撰挙ノ義、十日東組十一日北組十二日西組十三日投票ノコト、午後四時頃郡役場中川氏外老人出張ニ相成、午後七時前ニ出立ノコト

戸長役場の「日誌」に、村会についての記事が登場するのはこれが最初である。後述するごとく村会議員の選挙が行なわれるのは九月一三日であるから、「十日東組十一日北組十二日西組」とは、一〇日～一二日の三日間に東・北・西各組で村会についてのなんらかの話し合いがなされたことを意味するものであろう。ともかく、九月七日、伍長兼が戸長役場に召集され、村会についての規則が示されたことがわかる。

村会議員の選挙がどのようにして行なわれたかは不明である。しかし、九月一二日の投票は次の結果になった。<sup>(77)</sup>

- |       |            |       |            |
|-------|------------|-------|------------|
| 1、七八点 | 外村宇兵衛（北組）  | 2、七七点 | 外村宗兵衛（西組）  |
| 3、六七点 | 外村市郎兵衛（東組） | 4、六七点 | 西村佐右衛門（北組） |
| 5、六五点 | 塚本利右衛門（東組） | 6、六〇点 | 辻源兵衛（東組）   |
| 7、五七点 | 中江勝次郎（北組）  | 8、三六点 | 外村文次郎（西組）  |

この史料では、次点以下の点数が不明であるので、総点数はわからない。しかしいくつかの特徴は指摘することができる。第一に、この選挙は一八八四年の改正区町村会法によるものであったから、選挙権は満二〇才以上の男子でその町村に居住しその町村内において地租を納めるものとなった。第二は、八名の定員のうち、東組・北組各三名、



西組二名となっており、おそらく東組・北組に比して、西組の戸数が少ないため、三・三・二の村会議員の配分になったと思われる。第三に、総投票数は不明にしても、当選者の総点数は五〇七票であるから、明らかに投票は連記制であった。第四に、右の村会議員八名は、外村四軒のうちの三軒あり、戸長経験者が辻源兵衛、外村市郎兵衛、中江勝次郎、外村宇兵衛、外村宗兵衛の五名、組惣代経験者は辻を除く戸長経験者と塚本、など村の有力者を揃えていた。村会議員が選出された結果、従来村の協議機関の構成員であった組惣代は廃止になる。しかし、九月一三日村会議員が選挙されたのちにすぐに廃止されるわけではない。組惣代の廃止は、一月一六日の組惣代集会である。史料Gの一月一六日条に「総代集會、従来之総代六名相廢シ候義ニ協議濟」の記事がある。ただし、村会議員の選挙から、一月一六日の組惣代集会まで、組惣代集会は一度も開かれず、村会議員の集会に取って代わられていることから、事實上村会議員の選出によって組惣代の役割は終わったと考えてよい。

では、組惣代が廃止になり村会議員が登場したことにより、どういう変化が生じたのか。この変化の具体像を見るために、第一に村規約がどう変化していったのか、第二に最初の通常村会である一八八四年一〇月二〇日の村会が、どのような特徴をもっていたか、を検討しておく。

一八八五（明治一八）年一月、金堂村戸長役場は、それまでの一八八三（明治一六）年の「村規則」を改訂し、新しい「村規則」（全三二条）<sup>(79)</sup>をつくる。表6は二つの「村規則」の主要な変化の対照とさらに連合戸長役場体制以後の一八八六（明治一九）年九月の「村規則」<sup>(80)</sup>を対照させるものである。一八八六年の「村規則」との対照は後述するとして、一八八三年と八五年「村規則」を対照することによって変化を見てみよう。

一八八五年の「村規則」の重要な改正点は、文中に「惣代」という文字が消えたことと「村会」という文字が新たに登場したことにすべて集約される。組惣代の廃止にかかわっての変化は、①臨時の事項・経費の収支について、組

表 6 「村規則」比較表 (1883年 1月、1885年 1月、1886年 9月)

1883年 1月 「村規則」 (全25条)	1885年 1月 「村規則」 (全22条)	1886年 9月 「村規則」 (全22条)
<p>【作成主体】 金堂村戸長役場</p>	<p>同 右</p>	<p>金堂村取締</p>
<p>第一条 租税及地方税ニ係ル地価割及戸数等ハ渾テ納期七日以内ニ徴収可致事</p> <p>但其都度役場ヨリ書付相渡可申条日限伍長へ持参可致伍長ニ於テハ、取纏メ役場へ差出シ可申候事</p>	<p>第一条 地租及地方税ニ係ル地価割及戸数割税等ハ都テ納期七日以内ニ徴収可致候事</p> <p>但其都度役場ヨリ各自一切符相渡可申候条日限無違ニ伍長へ持参可致候、伍長ニ於テハ、其金員取纏メ当役場へ差出スヘシ、若納ニ至ルモ徴収ニ不応者ハ不納者タル旨ヲ其筋へニ可上伸及候事</p>	<p>第二条 地租及地方税村費等ハ其都度戸長役場ヨリ各自一切符被相渡日限無違ニ持参可致候事</p> <p>但別途協議費納方前同様取締方江持参可致候事</p> <p>第二十一条 官庁ヨリ戸数ニ対シ賦課スル金ハ乘率七等ニ区分シ割賦可致候ニト</p>
<p>第二条 年費予算ヲ立テ三ヶ月毎ニ取集メ計算可致ニ付役場費協議費ノ義ハ三ヶ月ヲ一季トシ三月二十五日、六月二十五日、九月二十五日、十二月二十五日、右四ヶ度ニ收納ノ事</p> <p>但納方手續前同断</p>	<p>第二条 昨十七年本県甲第八十式号昨十七年本県甲第八十式号ノ達村会規則ニ拠リ村会開設シ、一ヶ年経費予算ノ原案ヲ以テ議員ニ充分ノ意見ヲ聞キ、其決議ノ金額ヲ以テ一ヶ年村費支出徴収ヲ履行ス、該費徴収法ハ一ヶ年ヲ四ヶ度トス、七月、十月、翌年一月、四月、各月ノ末日ヲ期限トシテ徴収候事</p> <p>但納方手續前同断</p>	<p>第一条 公報諸達ノ件アルトキハ伍長へ</p>
<p>第三条 臨時用へ總代へ協議ヲ経議決ノ件ハ費額ノ予算相立テ其都度割賦可致事</p> <p>但納方手續前同断</p>	<p>第三条 臨時施行スル件アルトキハ其筋へ届済臨時村会開設シ原案ヲ會議ニ付シ議員ノ決議ヲ以テ施行ス</p> <p>但徴収金納方へ前同断</p>	<p>第一条 公報諸達ノ件アルトキハ伍長へ</p>
<p>第四条 伍人組改正示来公告ノ件ハ惣代</p>	<p>第四条 諸達ソ或ハ公告ノ件アルトキハ</p>	<p>第一条 公報諸達ノ件アルトキハ伍長へ</p>



但全戸入籍願出ノモノハ総代ニテ事  
故探偵ノ上役場ヘ可申出コト

第十条 本村境内役場ヨリ時ニ巡視シ道  
路橋梁溝渠等不都合ノ廉見認メ候カ又  
ヘ不潔ナル箇所見当リ候ハ、役場ヨリ  
総代ヘ及沙汰ニ其当人ヘ懇諭可致事  
但不潔ハ衛生ニ妨害ヲ来シ候ニ付流  
行病ノ際ハ一層各邸宅ヲ清潔ニ可致  
様注意可有之事

第十二条 田畑他村ヘ売規ノ事  
一 項 売代金ノ一割ヲ学校資トシテ出  
金可致事  
二 項 地券証ノ代理人ヲ置テ租地方税  
地価割協議割等出金並田畑ニ付  
悉皆ノコトヲ負担可致モノヲ当  
村内住居シ不不動産ハ地券証ノ地  
価ニ充テルモノニ限ルベシ  
三 項 田畑ニ付悉皆ノ委任ヲ請ケ代理  
スルモノハ買請人ヨリノ委任状  
ヲ請取引請人タル確証相副役場

戸長役場ヘ願出ヘシ役場ニ於テハ協議  
ノ上追テ何分ノ沙汰ニ可及候事  
但入籍聞届候ハ、兼テ定メタル入籍  
規則ヲ履行可致候事

第十一条 本村境内役場ヨリ時々巡視シ  
道路橋梁溝渠等ニ不都合ノ廉アル乎、  
又ハ不潔ナル箇所見当リ候ハ、其組  
長ニ及沙汰ニ候条任長ヨリ本人ヘ懇諭  
可致候事

但各邸宅ト雖トモ可成掃除ニスヘ  
シ、不潔ハ健康上ニ妨害ノ媒合トナ  
リ、其レカ為メニ諸病ノ原因トナル  
恐れモアソレハ必ス各自ニ於テ精々掃  
除ニ注意可致候事

第十三条 地所他村ヘ売渡規則左ノ如シ  
第一 項 売代金ノ一割ヲ学校資トシテ  
出金可致候事  
第二 項 地券証ノ代理人ヲ置キ地租及  
地方税村費地価割等出金並他  
行ニ付悉皆ノ事ヲ負担可致モ  
ノヲ当村内ニ住居シ所持ノ不  
動産ハ買渡シタル地券証ノ地  
価ニ充ルモノニ限ルヘシ  
第三 項 地所ニ付悉皆ノ委任ヲ請ケ代

ハシ  
且義務金トシテ金五拾円ヲ相納メ尤  
戸数等級ノ若軒役ヲ負担スヘシ但該  
金利子老ク年金貳円五拾錢ト定メ年  
ニ若軒役負担スヘキ内ヘ返戻ス、万  
一原籍ヘ全戸復籍スルトキハ元金本  
人ヘ返戻スヘシ

第二十条 本村境内道路橋梁溝渠等ニ不  
都合ノ廉亦ハ不潔ナル箇所見当リ候節  
ハ本人江懇諭可致候コト

第十条 地所他村ヘ売渡規則左ノ如シ  
第一 項 田畑等ハ地価金ノ壹割ヲ義務  
金トシテ取新方ヘ出金可致候  
事  
第二 項 宅地ハ地価ノ貳割ヲ第一 項ノ  
如ク出金スヘシ  
第三 項 已ニ売渡シタル地所ハ其地所  
ニ係ル一切ノ事務ヲ負担スル  
ニ付代理人ヲ置ヘシ、尤モ其  
代理人ハ本村ノ居住ノ者ニシ  
テ所有ノ不動産ハ其負担スヘ

<p>へ差出スベキコト 但役場ヨリ臨時通達ノ件ハ無違背相 勤可申事</p> <p>第十三条 田畑建物賃入書入等ニ付戸長 奥印可願出コト 但期限ハ六ヶ月ヲ出ヘカラス</p> <p>第二十一条 幼戸主又ハ女戸主 (后見人 ヲ要スルモノ) トノ所有ノ地所売買ニ 付イテハ其親戚二名以上ノ調印ヲナ シ、該伍長へ届出伍長ヨリ奥印申出候 ハ、戸長奥印公証ヲナスベシ</p>	<p>第四項 但役場ヨリ臨時通達ノ件ハ無違背相 勤メ可申候事</p> <p>第十四条 地所及建物賃入書入等ニ付テ ハ戸長奥印可願出事 但親戚二名以上連署ノ上願出ヘシ、 期限ハ六ヶ月ヲ出ツヘカラス</p> <p>第十九条 幼戸主又ハ女戸主 (后見人ヲ 要スルモノ) トノ所有ノ不動産ヲ売買 ヲナストキハ其親戚二名以上ノ調印ヲ ナシ戸長役場へ奥印公証ヲ可願出事</p>	<p>キ所有地高以上ヲ所持スルモ ノニ限ルベシ</p> <p>但地所ニ付買受人ヨリ悉皆ノ委任ヲ 受タル者へ取締方へ確証ニ連署之上 差入可申候事</p> <p>第四項 地所他村江売渡ストキハ第一 項第二項ニヨリ出金スルトモ モ後日該地所当村住居ノモノ 買受ケタルトキハ該本金其ノ 地所ニ付ッ本人へ相渡シ可申 事</p> <p>第十五条 幼戸主又ハ女戸主 (后見人ヲ 要スルモノ) ノ所持之不動産ヲ売買ヲ ナストキハ其親戚二名以上ノ調印ヲナ シ戸長役場へ奥印公証ヲ可願出候コト</p> <p>第十九条 諸興行並ニ盆踊籠馬其他一切 取締へ届出ヘシ、取締ニ於テハ其年柄 亦ハ事柄ニ抛リ差シ止メル事モアル シ</p> <p>第二十二条 前第四条五条八条九条十条 十九条簡条ハ曾テ定メタル規則ニ付今 後取締へ届出承諾之上戸長役場江公証 ノ手續ヲ為スベシ</p>
--	--	--

(備考) 下線はおもな修正部分。

総代集会で戸長役場が組惣代に協議することがなくなり、かわって臨時村会で戸長役場と村会議員が協議することになる(第三条)、②戸長役場からの村民への様々な達しは、改訂以前は組惣代が伍長への媒介を勤めていたが、伍長への直接ルートになる(第四条)、③他所から金堂村への入籍は、改訂以前は組惣代に申し出て、組惣代から戸長役場へというルートであったが、改訂後は村内の「引受人」から戸長役場へというルートになる(第九条)、④道路橋梁溝渠などの不都合、不潔な点は、改訂以前は戸長役場から組惣代に申し入れ本人へ懇諭させたが、改訂以後は戸長役場から伍長に申し入れ伍長から本人に懇諭させるという形になる(第一条)、などである。以上の点で重要なことは、村会議員という制度の登場は、村の様々な事項の協議の点で従来の組惣代の役割を継続したが、それは基本的に村会を場にしたものになり、戸長役場と伍長との直接ルートがふえるなど、村会議員がはたす村民との媒介機能は組惣代が存在した時期よりかなり希薄化されたことである。また、村会の成立にかかわっての変化は、①「村規則」<sup>(84)</sup>にはじめて「村会」が登場し、戸長役場は収入と支出の経費予算をたて、それを村会で審議・決議のうえ、村費の支出徴収を履行することとしたこと、つまり村の収支のすべての事項について村会議員が審議に加わることとなったこと、②地租、地方税および村費の徴収の仕方は以前と同じであるが、地租・地方税のみならず村費の徴収についても徴収に応じないものは不能者として「其筋へ上伸」という強制力を付与したこと、③通常村会以外に臨時村会を其の筋に届け出のうえ開設すること(届け済みであるから当然臨時村会にも公的性格は付与される)、の三点である。

次に、一八八四年一〇月二〇日の通常村会<sup>(85)</sup>について、その日の「村会議事録」<sup>(86)</sup>をもとに見てみると、次のような特徴を有していたことがわかる。第一に、村会の審議は、一八八四年五月七日布告の改正区町村会法にのっとり、村費を以て支弁すべき事件およびその経費の支出徴収方法に限定されたことである。しかし、前述したようにそれ以前の組惣代集会等では、定額の村費予算を審議したわけではなかったから、村費に関するかぎり組惣代時代よりも審議事

項は増えたことになる。第二に、村会の審議は村会議事細則に則って行なわれるが、この村会議事細則は県がつくった型がそのまま持ち込まれたこと、たとえば、<sup>(85)</sup>①議員の席次番号を抽籤で定めたこと、②修正発議者は、その可否の数には加わらなかつたこと、③議案の審議には形式的には第一次会、第二次会、第三次会という形式をとつたこと、④村会議員は番号で呼ばれたこと、などである。もつとも第一次会、第二次会、第三次会という形式は村会程度ではまだるっこしかつたらしく、事実上第一次会で決議が行なわれている。第三に、言うまでもなく多数決制がとられたこと、しかも議事細則には可否の方法について記載はないが、賛成の場合は起立の方法がとられたこと、第四に、原案に対する修正意見が、すべて二番議員外村宇兵衛によって行なわれ、その意見がことごとく受け入れられたこと、などである。ともかく、第四の点をのぞけば、金堂村の村会は、この時期の全国の村会の特徴とまったく同じといえるのではないかと思う。

以上の点からのみ見れば、改正区町村会法にもとづく村会は、大きな変化を村に与えたかに見える。変化が大きかつたのは事実であるが、かなり継続の側面もあつた。そのことは、次に臨時村会を検討することによって明らかにする。

村会は通常村会に尽きるものではなかつた。村会には臨時村会があり、圧倒的に臨時村会が数の上で多かつた。たとえば、史料Eには、一八八五（明治一八）年七月の連合戸長役場体制成立まで臨時村会の議定内容が記録されている。その議定内容をごく簡単にまとめてみよう。

- 一八八四年一月一日（戸長、村会議員六名出席）
- ①戸長年給一〇〇円、書記年給八〇円とす。
  - ②所有の地所他村へ売り渡す場合に売上代金の一割を学校資金として役場が受け取る。ただし、右地所本村へ買い戻す時は前に請け取つた元金を地所買主へ渡す事。
  - ③村中協議費ほかすべて伍長にて取り集めの事。
  - ④村中行司は従前の通、三組で三人を置き順番に勤める事。ただし

戸長より申し付ける。⑤村会議員と「村惣代」<sup>(86)</sup>は夜番を除く事。⑥「村惣代」二名の選挙を行い、村会議員で開票。辻市左衛門六枚、中村四郎左衛門六枚、西村五郎兵衛二枚。辻、中村に決す。

○一月三〇日(戸長、書記、村会議員五名出席) ①本年納米の大津出張人は戸長、書記、定夫の三人。日当は、戸長・書記二〇銭、定夫一五銭とす。②戸籍送籍認料一通につき五銭。但し郵税も五銭に加える。③地券証書換願書手数料は地券証一枚につき三銭。ただし、相続人へ譲渡等の書替手数料は一銭五厘とする。④諸税金上納の銀行手数料は賦課金高へ加えて割り出しの事。⑤寄留人へ村費を賦課することは隣村調査のうえ定める事。

○二月一六日(戸長、書記、村会議員五名出席) ①他村からの寄留人の村費は下等で一カ月二〇銭を出金の事。ただし、中等、上等ごとに一〇銭を増金する事。なお、寄留する際村内の者二名以上引受証人の証書請取の事。②作喰米<sup>(88)</sup>は総計貸与一〇〇俵限りの事。但利息米は納米の節売捌き積金にすること、③従来学校基本とある名義を改正すること、④非常の節他所への消防人足は一〇人に限る事。⑤毎年戸別割改正は本月二五日小学校において伍長全員で入札の事。ただし、当日病気等の者は代人は不可であるが、実父はかまわない。右の模様は一々旧戸別を戸長が読み上げ満座に入札の指図をする事。その票札の数を「四ツ割」し、「前後」すなわちもつとも高い戸別割のグループともつとも低い戸別割のグループを除き、中の二つのグループを平均してその年の定別とす。⑥当時戸長役場に積合の分鉄道公債を取り入れる事。ただし積合は本年中に四八〇円ばかりになるので額面五〇〇円を買い入れる事。

○一八八五年二月一日 ①地藏山埋葬地管理人西村嘉右衛門と定む、②社地の枯木桜は伐木を請願する事、指令がでれば早速売りさばく事。③西村外二郎の作喰米のことは当人に調印さす事。

○三月二〇日 ①今般愛知川警察署新築篤志金火防の分八〇円余、村中一軒役以上に賦課する事。②衛生委員三名選挙、当選外村宇兵衛、外村市郎兵衛、西村佐右衛門の三名。③勸業委員三名選挙、当選外村宗兵衛、塚本利右衛門、辻源兵衛。

○三月二八日(「村惣代」二名、村会議員六名出席) ①西村為三郎内大辻孫九郎、寄留費は村定のとおり一カ月二〇銭とする。②本年例祭につき石井にてにぎり飯、香のものと別茶を出す事。



○三月二九日（「村惣代」、事務員議決） ①神事係入札、東・北・西組各四名、計一二名当選。

○五月八日 ①郡役所より肥料のことで話があり、他村の様子をみて相談すること、惣代名義は辻市左衛門とすること。②村中困難者の救助については、「救助帳」にある人名に対して外村四軒、一軒役、五分役まで出金を願うこととする。③困難者として願い出があった五名については救助の相談をしないので、当分のうち断ることを申し渡す。

○五月二八日（村会議員五名出席） ①石川村川島忠兵衛、水車のことで奥印依頼があり、さしつかえないとして奥印する。②山村某難波のため救助米請願につき子供一人だけに遣わすことに決定、③衆人太鼓に一二円出金のことを討議、この分は衆人に意見を聞くことを議定。④乙第一九号布達につき小作人項目を談ずるに村惣代にも関係があるので一同集会。

○五月二九日（「村惣代」二名、村会議員三名出席） ①地主小作問題で討議。

○六月五日（「惣代」、村会議員二名出席） ①乙第一号布達の地主小作人の問題で協議。②中江某作喰米の件で協議。

以上のように、臨時村会は必要に依りて開催され、そこでは改正区町村会法に限定されない村のあらゆる事項が審議されていたのである。この内容が村会成立以前の組総代集会等との違いを見つけることは難しいだろう。しかも、この臨時村会は上級機関への届け出を行なうことよって公的性格を持つものであった。要するに、村会は通常村会と臨時村会を合わせたものであった。この意味で、一八八四（明治一七）年五月七日の太政官布告改正区町村会法の第一条「区町村会ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス」の規定が従来の村会の在り方を根本的に変えたということはできない（正式の村会とそうでない村会に分別したという意味はある）。村会は形式上の変化も大きいものがあったが、臨時村会も合わせて考えると、組惣代集会等の継続の面も大きく持っていたのである。しかも村会議員の機能は、村会の審議のみにあつたわけではない。一八八五（明治一八）年三月二八日と四月一〇日、村会議員と「村惣代」は四月二〇日の五箇祭の祭礼のことで集会を行なっており、また四月一二日の村会議員と「村惣代」との会合では「村会議員之名義ヲ祭礼中ハ事務員ト相定候事」とあつて、村会議員も旧組惣代同様村の神事に

大きくかわった。

組惣代の廃止、村会議員の創設は、戸長役場や伍長衆にとっても戸惑いの側面があったようである。伍長集会は、一八八四（明治一七）年一月の村会成立から一八八五（明治一八）年七月の連合戸長役場体制成立まで四回記録にあらわれる。その内二回は、自守用料酒の規制、証書印紙貼用方の方法について戸長役場から周知方がはかられたわけであるが、一八八四年一月二〇日の伍長集会は次のような興味深い内容である。<sup>(92)</sup>

伍長、役場へ集會之事、本日之會議ハ過日來村費予算決議録ヲ各自へ相示ス、別途協議費或ハ農事規約又ハ賭博之義ヲ相示ス

要するに、戸長役場は、村会での審議にことならず予算についても伍長衆への周知を図ったのである。

もう一回の伍長集会は、一八八五年三月二十九日に開かれる。従来五箇祭の神事係および警固役の選挙は伍長が選挙してきたが、この集会では「従前之倣ニ可致哉將タ惣代議員ニ委託スルモノカ歟ト問フニ一同意見ナク惣代議員ニ対シ更ニ委任スルコトニ議決ナルヲ以テ一同退散ス」とあって、<sup>(93)</sup>村の役職の変更は、伍長衆にも、従来どおりのやり方でいいかについて混乱を引き起こしたのである。このような混乱のためであろうか、毎年一二月に伍長がかかわった戸別割の改正については、なぜか一八八四年一二月の記録は残っていない。

(1) なお、後述する組惣代集會などは、組惣代が組内の選挙で選出されている点で代議機関といつて何らさしつかえないと考えられるが、ここでは各種の集會等を総称する意味で協議機関という名称を使用する。

(2) 『滋賀県市町村沿革史』第六卷、四七～四九ページ。

(3) 同右第六卷、四九～五一ページ。

(4) 滋賀県町村会規則が二二条であるのに対して、区町村会法は九条であり、後者は、議定範囲などは前者と同様の内容であったが、「第二条 区町村会ノ規則ハ其区町村ノ便宜ニ従ヒ之ヲ取設ケ府知事県令ノ裁定ヲ受クヘシ」に示されているよう

にきわめて大雑把なものであった。

- (5) 『滋賀県市町村沿革史』第六卷、四九ページ。
- (6) 同右第一卷、一七〇〜七一ページ。
- (7) 金堂区有文書、文書番号B-123。以下文書番号は、すべて五個荘町史編纂室「大字金堂区有文書目録」の番号である。
- (8) 文書番号B-124。
- (9) 文書番号B-129。これは明治一二年九月一二日までの日誌である。
- (10) 史料A。出席者の内訳は、東北出組二名、新牧組一名、西出組一名、中村組一名、東南出組二名、西北出組一名、西南出組二名である。
- (11) 史料A。
- (12) 一般的に、一八七六（明治九）年一〇月一七日太政官布告一三〇号「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」公布以前までは、区町村の金穀公借・共有物取扱・土木起功については区戸長の専断に任されており、この布告公布によって、区戸長の専断的行為が抑止され、住民の参与が可能になったと理解されている。しかし、組頭寄が記録されている時期（一八七六年八月三日〜二月二六日）、あるいはその後の組長寄が記録されている時期（一八七七年一月一〇日〜一八七九年八月一三日）についても、寄合で審議がなされているかぎり、戸長や副戸長の専断を示す兆候はなかった。この点について、『滋賀県市町村沿革史』第一巻は、一八七三（明治六）年第一〇六九号達で、「諸願伺届等ノ内其一町内一村内ノ通義ノ事又総人別ニ関係ノ事総土地ノ事」には、戸長・副戸長とともに村総代が連印の義務をおっていたので、太政官布告一三〇号が現実にもついていた意味はさほど大きなものではなかった、と述べ、戸長専断を抑止する役割を持つものとして村の総代の役割について強調している（一五八ページ）。しかし村総代の連印による抑止機能とともに、寄合の抑止機能についても考慮する必要がある。また、金堂村はこの時期神崎郡第四区に属したが、区長に対する抑止機能としてこの時期区会が存在していた。第四区の正副区長が記録した「明治八年八月六日 区会議案」という文書（文書番号B-207）によれば、区会には正副区長を「議長」、正副戸長を「議員」として、「議案ノ可否ヲ公論シテ以テ十ノ六ニ至レハ其六ナルモノヲ以テ区内一般ノ定規トスヘシ、五ノ五ナル時ハ議長ノ撰ヲ以是審理判決シテ定メ議案不適宜ノ事件ハ参考シテ全廃トモ次会ニ再論スヘシ」と記している。
- (13) 明治九年六月三十日付金堂村戸長外村宇兵衛・副戸長山村嘉平連印で滋賀県令籠手田安定に宛てた「明新学校新築ニ付上

申書」と史料Aの明治一〇年一月二四日の記事を総合してみると、外村四軒を含む二二軒の家から建築篤志金として二二六三円を集め、残り三〇〇円を村中で出金するという形をとったようである。そして建築篤志金全体で外村四軒が負担したのは八一・七六パーセントにあたる一八五〇円であった。

(14) 文書番号A—184。

(15) 史料Aの明治十年一月十三日の記事に、「当丑年伍組々換ニ付兼而談示置候村方諸箇条、右五人組帳之首ニ記載し読聞かせ、宥条毎ニ講義いたし、伍長首村中無漏熟知せしめ、其上ニ而調印取之組換書付伍長へ相渡し候事、右午後第壱時より始第三時右終日読聞セノ後平生心得方等熟々説論ニおよひ置候也」とある。

(16) 『五個荘町史』第三卷、史料I、五七三〜五七八ページに全文掲載。「伍組制法連署書」という文書名は、この村法改正が、「当丑五人組相改候処、書面之通相違無之、諸事其組限り相重し一層注意致心得違致問敷候事」、すなわち五人組改正と連動し、伍組毎にその趣旨の徹底が計られたことを意味している。したがってこの文書は、イ組からエ組まで四三の伍組二一六名連印で署名された重要な文書であった。

(17) なおまた、「伍組法連署書」では、村の秩序維持と租税納入の円滑化を理由に私有田畑屋敷の売却に対する村による公的規制（この点は後述）がすでにできている点も特徴的な点であった。

(18) 史料A・明治一〇年二月二五日記事。

(19) この区長会同の内容の内、②の部分は次のような議件と決議である（文書番号A—46）。

今般太政官第弍号ヲ以民費節省ノ義被 仰出スニ付テハ追テ審理ノ上一定ノ方法相定ムヘク候トモ差向キ目下ノ冗費ヲ節減シ以テ民間ノ弊習ヲ改良セスンハアルヘカラス、其議件凡左ノ如シ

#### 第一条

一凡民吏タルモノノ公事公会ニ於テ故ナク飲食ヲ要スル事ヲ得サルハ勿論、又其費市村へ賦課スル事ヲ許サ、ル事

#### 第二条

一民吏及ヒ総代人等ニシテ本庁或ハ支庁へ出頭スルモノハ定文外ノ支麻<sup>(マ)</sup>ラシテ公費ニ賦スル事ヲ得ス、且滞在ノ公私ヲ弁明ナラシムヘキ事、但本条ノ弊ヲ防ガンニハ其滞在ノ日数ヲ明カニセスンハアル可ラス、夫レ之レガ左証ヲ要スルノ方法如何

#### 第三条

一官吏派出ノ節休泊料ノ義ハ其現実ノ入費ヲ受取ヘキハ勿論ノ事タルニヨリ苟クモ余分ノ公費ヲ市村ニ要求スルヲ許サ、ル  
事

第四条

一区費村町費ノ別ナク総テ民費ニ賦スルモノハ当分悉ク本庁ノ検認ヲ要スヘキ事

第五条

一区費村町費ニ拘ラス、若シ不審ノ廉之レアル時ハ痛ク之ヲ摘発スヘク、又概費ヲ出スモノハ何人ヲ論セス、此ノ出納ヲ見聞  
スルノ權ヲ有スヘキ事  
(中略)

第貳号

第一条 原案ノ通ニ決ス、但方法各區ノ公会ニ可決事

第二条 法方ハ各村ノ公会ニ決ス、但番之義ハ当人帳簿ニ出立又ハ滞在ノ日ヲ記シ於県庁ノ検印可受事

第三条 可成丈宿ニ止宿シ余ハ弁利地ニ止宿シ区戸長呼寄之節ハ区戸長ニ日当附シ休泊料ハ自費タルヘシ

第四条 月々可届出不審ノ処有之時ハ県庁ヨリ沙汰ヲ可受事、但届方郵送之事

第五条 原案之通為ル事

(20) 史料A・明治一〇年六月一三日の記事。史料B・明治一〇年六月一八日の記事。

(21) 文書番号B―133。

(22) 文書番号B―136。

(23) 文書番号B―137。明治一四年二月五日より一二月二五日まで、明治一五年五月一日より一〇月一七日まで。

(24) 文書番号B―139。明治一五年一〇月一八日より明治一六年七月三日まで。

(25) 文書番号B―140。明治一六年八月一日より明治一七年四月二三日まで。

(26) 文書番号B―142。明治一七年四月二四日より明治一八年五月二七日まで、同年七月一日より七月二二日まで。

(27) 同年五月段階では、六月三〇日限りで正副組長の名称を廃止し、郡制施行の七月一日より惣代と改称する予定であったが、  
組惣代の選挙が各組内で行なわれたのは八月である(史料D)。

(28) 五箇祭とは、四月二〇日をホンビとして金堂村と近隣の竜田・北町屋・石川・川並・塚本・七里の六カ村、合計七カ村の

村が合同で行なう郷祭りであった。この祭については、『五箇荘町史』第四卷(3)民俗二二〇～二二九ページ参照。

(29) 史料D・明治一三年三月一日記事。

(30) 史料D・明治一三年三月二二日記事。

(31) 史料D・明治一三年七月四日記事。

(32) 九六回中「惣代会議」という名称で記録されているのは八回であり、その内一八八〇年までが六回である。なお、九六回を各年で分別すると、一八七九年一〇回、一八八〇年七回、一八八一年二三回、一八八二年一二回、一八八三年三四回、一八八四年一〇回である。組惣代会集は定期的に開かれたわけではなく、三日連続もあり、一月に一回の場合もあった。ただし、これは記録に残っているかぎりである。

(33) 伍長集会が記録されているのは、次の月日になる。

一八八〇年三月一四日、七月四日、九月二六日、十一月二一日、十二月二九日、二月一〇日、一八八一年四月一日、八月六日、十一月二四日、一八八二年九月二八日、一八八三年九月六日、一〇月一〇日、一八八四年九月七日

(34) 史料F・明治一四年三月二一日記事。

(35) 史料D・明治一四年六月二二日記事。

(36) 史料G・明治一四年六月一日記事。

(37) 史料D・明治一四年六月三〇日記事、七月一日記事。

(38) 史料F・明治一四年四月五日記事。

(39) 史料G・明治一六年三月二六日記事。

(40) 史料H・明治一七年三月二八日記事。

(41) 史料H・明治一七年四月四日記事。

(42) 史料I・明治一七年六月一八日記事。

(43) 史料G・明治一六年七月一七日記事。

(44) 史料F・明治一六年十二月二五日記事。

(45) 史料F・明治一七年一月八日記事。

(46) 史料G・明治一六年一月一三日記事。

- (47) 一八七九年六月三日、滋賀県は、丙第九十三号で戸長に対し、次のように達している。（明治十二年戸長以下給料及ヒ役場費定額地方税ヨリ支出地価戸数割ノ規則」、文書番号A-60）
- 戸長役場諸経費本年七月ヨリ来十三年六月ニ至ル一周歳ノ定額別表ノ通各町村或ハ連合町村ノ地価戸数ニ応シ支給候条本年本県丙第八拾号ヲ以テ相達シ候職務条令第三章ニ抛リ支弁可致此旨相達候事
- (48) 史料F・明治一四年六月二九日記事。
- (49) 史料F・明治一五年六月二〇日記事、九月三〇日記事。
- (50) 史料G・明治一六年六月二三日記事。
- (51) 史料H・明治一六年八月二六日記事、九月二七日記事、二八日記事。
- (52) 史料D・明治一四年六月二日記事、史料F・同日記事。
- (53) 史料D・明治一四年六月二日記事、史料F・同日記事。この集会では、倒れた大松の下敷きになって家屋が半壊した磯部清次郎家に対して空家になっていた安福寺を仮住居として貸し与えること、とりあえずの見舞金として五円寄贈を決議した。
- (54) 史料D・明治一四年六月二三日記事、史料F・同日記事。
- (55) 史料F・明治一四年八月六日記事。
- (56) 史料D・明治一四年七月一日記事。
- (57) 史料D・明治一四年六月三〇日記事、七月一日記事。
- (58) 史料E・明治一四年一月二四日記事。
- (59) 史料E・明治一四年一月二四日記事。
- (60) 史料F・明治一五年一〇月一四日記事。なお、一〇月一九日の記事では、第二回の一〇月二五日限り賦課は、一軒役につき二円七〇銭の割としている。
- (61) 史料G・明治一六年一月一三日記事。
- (62) 史料G・明治一六年一月二二日記事。
- (63) 史料G・明治一六年一月二三日記事。
- (64) 史料G・明治一六年二月三日記事。

- (65) 史料G・明治一六年二月一八日記事。
- (66) 史料I・明治一七年六月二九日記事。
- (67) 史料I・明治一七年八月一〇日記事。
- (68) 史料I・明治一七年九月一日記事。なおこの時、戸長は退職直後の空白状態であったため、結局書役に委任する形になる。
- (69) 史料D・明治一三年三月二二日記事。
- (70) 史料D・明治一三年一月二九日記事。
- (71) 史料D・明治一三年二月一〇日記事。
- (72) 史料D・明治一三年二月一日記事。一二日記事。
- (73) 史料G・明治一五年二月二六日記事。
- (74) 史料H・明治一六年二月一九日記事。
- (75) 『滋賀県市町村沿革史』第一巻、一九三ページ。
- (76) 「明治十八年一月村規則」(文書番号A-171-1)の第二条に、「昨十七年本県甲第八十式号ノ達村会規則ニ抛リ村会開設シ」とある。
- (77) 史料G・明治一七年九月一三日記事。
- (78) 辻源兵衛は、三新法体制直前の一八七八年九月より七九年七月まで戸長に就任している。一八七七年六月の村の等級・戸別割は三等・三軒役、一八八七年四月の等級・戸別割は四等・一軒役。外村文次郎の一八七七年六月の等級・戸別割は四等・一軒八分役、一八八七年四月の等級・戸別割は二等・二軒七分役。西村佐右衛門の一八七七年の等級・戸別割は六等・六分役、一八八七年の等級・戸別割は四等・六分五厘役。他の村会議員の等級・戸別割等については前稿(上)表4、表5参照。
- (79) 文書番号A-171-1。
- (80) 文書番号A-170-1。
- (81) この処置は、一八八四年五月七日の太政官布告第一五号「区町村費及水利土功会評決ノ土木費滞納者処分」に対応した処置であったと思われる。



(82) 最初の村会には、一定の準備があつたようである。戸長役場の「日誌」（史料G）によれば、一〇月二日付に、「村会之義ニ付塚本利三郎雇入ニ相頼ミ申候」とあるが、村会開設という新しい事態にベテランの吏員を再登場させたのだと思われる。また、この日「議員集会」が行なわれ、外村宇兵衛、中江勝次郎、西村佐右衛門の三名のみ出席した。三名しか出席しなかつたのは、この時多くの村会議員が村外の出店に居て村にいなかったからである。同日の「日誌」に「村会開設事件日限ノ処、其筋ヨリ屢々督促有之ヲ以テ十七日ヨリ開会日限トシテ議員出張先へ帰村照会ス、郵便ハカキ五通出ス」とあるが、県および郡当局によって村会の開設が督促され、一〇月一七日を予定日として村外にいる村会議員五名に帰村を促したことがわかる。しかし一〇月一七日には開けず、一八日書役寺村治郎が郡役所に行き、村会開設届を提出している。そして、この日村会議員の議員内会議が開かれ、一〇月二〇日開会が決定された。村会議員の内会議は翌一九日にも開かれているが、この二日間で村会の形式等の周知方がなされたのであろう。ただし村会議員の内会議に出席したのは、外村市郎兵衛、外村宇兵衛、辻源兵衛、西村佐右衛門、中江勝次郎の五人である。この間「日誌」には、一〇月二日から「塚本氏傭夫」「塚本氏村会雇用」「塚本氏村会雇用傭夫」等の記事が毎日登場し、塚本利三郎がこの村会の事務面をリードしていたことが知られる。一〇月二二日の記事には、「塚本氏村会決議案認メ傭夫」とあり、村会の決議の内容を記録したのも塚本であった。翌二二日の記事には、塚本が郡役所へ出張したことを記しているが、おそらく村会の報告が目的であろう。

(83) 文書番号B—218。

(84) この村会の模様を概略的に示すならば次のようになる。

一〇月二〇日、まず開場式が行なわれ、ついで戸長代理塚本利三郎が仮議長となった。法的には戸長が議長になるはずであったが、新任戸長河添源次郎が在村していないための処置であった（九月四日戸長選挙で河添源次郎が選出されるが、この時河添は在村しておらず、一月一四日に帰村出勤している、史料G、九月四日付、一月一四日付）。出席議員は八人中辻源兵衛、外村宇兵衛、外村市郎兵衛、西村佐右衛門、中江勝次郎の五名。仮議長塚本の挨拶の後、村会議員へ議案および書類を頒布し、次いで村会議員の席次番号を抽籤で定めた。次に村会議事細則の議事に移り、書記より原案が朗読され、その後第一次、第二次、第三次会は時間を費やすので、一時に決議することになり総員の起立で可決した。次いで甲号議案戸長役場費の第一項から第三項まで各項目ごとに可否がかけられ、総員起立。第四項から第八項までは一括して可否がかけられ、これも総員起立。第九項の小遣給は、二番議員外村宇兵衛より不景気の折柄役場費の費額がかさむと村民の置々たる苦情もあるとして三五円に減額の修正意見があり、賛成発言もあり総員起立でそれに決まった。第一〇号から一二号までの議案は起

立は四人であった。このようにして、甲号第二号会議費も原案が通った。甲第三号道路修繕費・養水路費については外村宇兵衛より宇番場道路修繕費だけは明治一八年度に廻すべきだとの意見があり、それに決した。甲第四号衛生費甲第七号勸業費はすんなり原案に決まった。甲第八号教育費旅費の一部に修正意見があつて（外村宇兵衛）、甲号の審議が終わつたのは午後四時である。ついで乙号の徴収方の審議に移り、地価割一〇〇円につき五〇銭の原案に対し外村宇兵衛の三五銭の修正意見が出てそれに決し、営業割についてはこれも外村宇兵衛の修正意見（一〇〇円未満はすべて二銭とし、一〇〇円以上は一〇〇円につき二銭、諸車は一輛につき一カ年二銭）がでてこれが可決された。戸数割は原案のとおり。徴収期限については、営業割及び諸車にかかわる徴収は、毎年売上実額取調の時、すなわち三月に一時に徴収、地価割・戸数割は一カ年四度の徴収（七・八・九月分は七月末日、一〇・一一・一二月分は一〇月末日、一・二・三月分は一月末日、四・五・六月分は四月末日）となつた。また、従来村民の諸願届などはすべて役場で行なう慣習で手数料を請求しなかつたが、これを改訂し、村民の諸願届書を役場で記載する場合は野紙一枚につき一銭、二枚につき一銭五厘、三枚につき二銭とした。さらにまた諸税金上納の節は一円につき銀行手数料一厘持参をきめている。村会の閉場は午後六時であつた。

(85) 金堂区有文書には「村会議事細則・村会議事傍聴細則」（年未詳、文書番号A—190）と「連合村会議事細則」（年未詳、A—189、印刷物、欄外に「六月廿日開会金堂 村外村市郎兵衛」の墨書がある）が残されている。「村会議事細則」と「連合村会議事細則」とは全く同一の文章である。

(86) この時、連合戸長役場設置以前で村を代表するものとして戸長がいたから、この「村総代」はこの段階で村を代表するものではない。この「村総代」の村での役割は不明であるが、村会議員とともに臨時村会で審議に参加していた。

(87) 金堂村では、地租改正以後も米を村で集め大津に出荷していた。一八八六年九月の「村規則」中には次のような「納米規則」がある。

#### 第十二条 納米規則左ノ如シ

第一項 石代定メハ毎年十一月二十日ヨリ十二月十九日マデノ大津米相場ヲ平均シテ大津出シノ諸費ヲ引キサリ算面ニ出

タル所ノ厘位ヲ除ケ相定メ申ヘキコト

#### 第二項 小作米ハ米納ノ事

但事故アリテ金納セント望ム者ハ十二月二十五日限り屹ト相納ムベキ事

第三項 米納期限毎年十一月二十五日、十二月五日、十二月十五日、十二月二十五日皆納翌年一月十日限ノ事

この「納米規則」は、その後わずかな修正はあるものの、一九二三（大正一二）年一月の「南五個荘村大字金堂規定」にもある。これ以降敗戦以前までは大字金堂の「規定」は現存しないので、いつまで「納米規定」が存続したか不明であるが、一九四六（昭和二一）年三月の「南五個荘村大字金堂部落規約」にはこの規定はない。

(88) 作喰米とは、江戸期以来の制度で『近江神崎郡志稿』下巻には「郡内郡山領下は仕付飯米、作喰米等と称し、植付時分に小作人に米穀を貸与し、秋の年貢納と共に現物を返納した（地主よりも貸した）」（八二六ページ）とある。この制度は金堂村では明治以降も継続した。近村でも、継続したところが多いと思われる。

(89) 史料Ⅰ・明治一八年三月二八日記事、四月一〇日記事。

(90) 史料Ⅰ・明治一八年四月一二日記事。

(91) 史料Ⅰ・明治一八年一月二五日記事、二月二四日記事。

(92) 史料Ⅰ・明治一七年一月二〇日。

(93) 史料Ⅰ・明治一八年三月二九日記事。

〔付記〕

本稿は、滋賀県神崎郡五個荘町史編さん過程で収集された金堂区有文書をもとに執筆した。ここに同文書の所蔵者である金堂区および五個荘町史編さん室の関係者の方々に感謝申し上げる次第である。